

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2022年11月1日現在

～2022年10月31日

2022年11月1日～

目次  
第1条～第73条の10（略）  
  
第73条の11～第88条（略）  
別記1～8（略）  
料金表～料金表別表2（略）

目次  
第1条～第73条の10（略）  
[第73条の10の2 IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い](#)  
第73条の11～第88条（略）  
別記1～8（略）  
料金表～料金表別表2（略）

第1章～第2章 第3条（略）

第1章～第2章 第3条（略）

（ダイヤルアウト）  
第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。  
ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

（ダイヤルアウト）  
第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。  
ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

2 削除

2 削除

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第10号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1及びカテゴ

- (1) 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第10号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1 [（タイプ1のプ](#)

リー7（特定電気通信番号を用いる場合に限り。）を提供する区域のうち、当社が指定する区域（第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。）において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ3のタイプ5において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(4) その他当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html>)に掲げる電気通信番号への通信

第5条～第73条（略）

第3章 契約

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。（略）  
2（略）

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ3のタイプ1に係るものに限り。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
プラン1	スマートPBXサービスに係るインターネット回線が、IP通信網利用回線のもの
プラン2	プラン1以外のもの

（第6種シェアードIP-PBX契約の単位）

第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位とし

ラン2は除きます。）及びカテゴリ7（特定電気通信番号を用いる場合に限り。）を提供する区域のうち、当社が指定する区域（第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。）において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1のタイプ1のプラン2及びカテゴリ3のタイプ5において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(4) その他当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html>)に掲げる電気通信番号への通信

第5条～第73条（略）

第3章 契約

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。（略）  
2（略）

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1のタイプ1及びカテゴリ3のタイプ1に係るものに限り。）には、次の区分があります。

(1) カテゴリ1のタイプ1に係るもの

区 分	内 容
<u>プラン1</u>	<u>プラン2以外のもの</u>
<u>プラン2</u>	<u>Universal One利用回線の終端場所と異なる利用場所において利用するもの</u>

(2) カテゴリ3のタイプ1に係るもの

区 分	内 容
プラン1	スマートPBXサービスに係るインターネット回線が、IP通信網利用回線のもの
プラン2	プラン1以外のもの

（第6種シェアードIP-PBX契約の単位）

第73条の3 当社は共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、第

<p>て、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。</p> <p>(1) (2)以外の場合        当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>(2) カテゴリー3(タイプ4及びタイプ5を除きます。)の場合        当社は、1のスマートPBX契約(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1のArcstar Contact Center サービス契約(Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約とします。</p> <p>(3) カテゴリー3(タイプ4及びタイプ5に限ります。)の場合        当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>2 (略)</p>	<p>6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。</p> <p>(1) (2)(3)以外の場合        当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。<u>この場合において、カテゴリー1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。</u></p> <p>(2) カテゴリー3(タイプ4及びタイプ5を除きます。)の場合        当社は、1のスマートPBX契約(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1のArcstar Contact Center サービス契約(Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約とします。</p> <p>(3) カテゴリー3(タイプ4及びタイプ5に限ります。)の場合        当社は、1の契約者識別番号につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)        第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等        (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)        第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(<u>カテゴリー1のタイプ1のプラン2及びカテゴリー3のタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。</u>)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といいます。)に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等        (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)        第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。)<u>又は</u>カテゴリー3(タイプ2及びタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))に限ります。)の申込みをし</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)        第73条の5 当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1(<u>タイプ1のプラン2を除きます。</u>特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。))、<u>カテゴリー1(タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。))</u>、カテゴリー3</p>

<p>た者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者であつて、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>	<p>(タイプ2及びタイプ5に係るものであつて、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)又は<u>カテゴリ7(特定電気通信番号を用いる場合であつて、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。)</u>に限ります。)の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者(<u>カテゴリ1のタイプ1のプラン2又はカテゴリ3のタイプ5</u>に係る者であつて、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</p>
<p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>	<p>第73条の5の2～第73条の6 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ7に係る者を除きます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ7に係るものを除きます。)の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBXサービスの区別等の変更)</p> <p>第73条の7 第6種シェアードIP-PBX契約者(<u>カテゴリ1のタイプ1のプラン2、</u>カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ7に係る者を除きます。)は、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類又は区別の変更(<u>カテゴリ1のタイプ1のプラン2、</u>カテゴリ1のタイプ2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ7に係るものを除きます。)の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ2及びタイプ5に係るものに限ります。)及びカテゴリ7に限り、特定電気通信番号を提供します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1及びカテゴリ7に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。</p> <p>(1) 当社は、<u>設置拠点</u>において緊急通報が可能な通信手段が確保されていな</p>	<p>(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ2及びタイプ5に係るものに限ります。)及びカテゴリ7に限り、特定電気通信番号を提供します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(<u>タイプ1のプラン2を除きます。)</u>及びカテゴリ7に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。</p> <p><u>第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。)</u>は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、<u>緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。</u></p> <p>(1) 当社は、<u>設置場所又は利用場所</u>において緊急通報が可能な通信手段が確保さ</p>

<p>いことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>(2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。</p>	<p>れていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。</p> <p>(2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者 <u>(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。))及びカテゴリー7に係る者に限ります。)</u> が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を <u>当社に通知なく</u> 変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。</p> <p>(3) <u>当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1のタイプ1のプラン2及びカテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。)</u> が、第73条の4 (第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法) 及び共通編別記5 (IP通信網契約者の氏名等の変更) に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、<u>特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。</u></p>												
<p>第73条の9～第73条の10 (略)</p>	<p>第73条の9～第73条の10 (略)</p>												
	<p><u>(IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い)</u>  <u>第73条の10の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約において、全てのIPセントレックス番号が廃止されたときは、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除します。</u>  <u>2 当社は、前項の規定により、その第6種シェアードIP-PBX契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種シェアードIP-PBX契約者にそのことを通知します。</u></p>												
<p>第73条の11～第88条、別記、料金表、料金表別表1 (略)</p>	<p>第73条の11～第88条、別記、料金表、料金表別表1 (略)</p>												
<p>料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能</p> <table border="1" data-bbox="107 994 1025 1511"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 番号ポータビリティ機能 (略)</td> <td>(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) が第73条</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 供 条 件	1～3 (略)	(略)	4 番号ポータビリティ機能 (略)	(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) が第73条	<p>料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能</p> <table border="1" data-bbox="1115 994 2016 1511"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 番号ポータビリティ機能 (略)</td> <td>(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1 <u>(タイプ1のプラン2を除きます。)</u> )に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 ( <u>カテゴリー1のタイ</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 供 条 件	1～3 (略)	(略)	4 番号ポータビリティ機能 (略)	(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1 <u>(タイプ1のプラン2を除きます。)</u> )に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 ( <u>カテゴリー1のタイ</u>
区 分	提 供 条 件												
1～3 (略)	(略)												
4 番号ポータビリティ機能 (略)	(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) が第73条												
区 分	提 供 条 件												
1～3 (略)	(略)												
4 番号ポータビリティ機能 (略)	(1) (略) (2) (略) (3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者 (カテゴリー1 <u>(タイプ1のプラン2を除きます。)</u> )に係る者に限ります。) が Universal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者 ( <u>カテゴリー1のタイ</u>												

	<p>の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を変更した場合、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>		<p><u>プ1のプラン2及び</u>カテゴリー3のタイプ5に係る者に限りませす。）が第73条の4（第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）及び共通編別記5（IP通信網契約者の氏名等の変更）に基づき当社に申し出た利用場所を<u>当社に通知なく</u>変更した場合、<u>一定期間の利用停止後</u>、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>						
4～17（略）	(略)	4～17（略）	(略)						
		<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則（令和4年10月20日 CAS1サ第00975292号）</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 1031 2130 1158"> <tr> <td data-bbox="1122 1031 1626 1098"><u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u></td> <td data-bbox="1626 1031 2130 1098"><u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1098 1626 1129"><u>タイプ1</u></td> <td data-bbox="1626 1098 2130 1129"><u>タイプ1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1129 1626 1158"></td> <td data-bbox="1626 1129 2130 1158"><u>プラン1</u></td> </tr> </table> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。</u></p>		<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u>	<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u>	<u>タイプ1</u>	<u>タイプ1</u>		<u>プラン1</u>
<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u>	<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>カテゴリー1</u>								
<u>タイプ1</u>	<u>タイプ1</u>								
	<u>プラン1</u>								